

令和5年12月8日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和5年12月6日付託分)

総 務 局

目 次

ページ

令和5年度11月補正予算

- 1 令和5年度一般会計11月補正予算歳出の事業【総務局関係】…………… 1

議案（条例その他）

- 2 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要…………… 2
- 3 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例
の一部を改正する条例の概要…………… 3
- 4 和解の概要…………… 4
- 5 当せん金付証票の発売の概要…………… 6
- 6 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要…………… 7
- 7 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 8
- 8 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例
の概要【総務局関係】…………… 9
- 9 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 12
- 10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例の概要【総務局関係】…………… 14
- 11 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 16
- 12 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例の概要…………… 17
- 13 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例の概要…………… 19

1 令和5年度一般会計11月補正予算歳出の事業【総務局関係】

2 款 総務費 7 項 徴税费

- ⑨・ 元川崎合同庁舎損害賠償請求事件和解金 15,200千円
元川崎合同庁舎において発生した委託警備会社警備員の死亡事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所川崎支部からの和解勧告に基づき和解する。

【議案（条例その他 その5） 定県第97号議案】

2 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

文化スポーツ観光局を設置する本庁機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の終了に伴い、小規模となっているスポーツ局と業務の関連性・親和性が高い国際文化観光局とを統合し、効果的・効率的な執行体制を確保するとともに、一体的に施策を推進するため、文化スポーツ観光局を設置する。（第4号関係）

令和5年度	令和6年度案
<p><u>国際文化観光局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務室 — 国際課 — 文化課 — 観光課 <p><u>スポーツ局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務室 — スポーツ課 	<p><u>文化スポーツ観光局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務部門 — 国際部門 — 文化部門 — (担当局長(スポーツ)) — スポーツ部門 — 観光部門

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その5） 定県第99号議案】

3 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

使用料の額を改定するとともに、綾瀬市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

施行日前に許可を受け、施行日以後の使用料を既に納入している等の場合、使用料は従前の額とする。

応訴した。

イ 本訴訟について審理を継続していたところ、裁判所から和解が勧告され、令和5年9月19日の弁論準備期日において、県から原告に和解金1,520万円、被告会社から原告に和解金2,280万円を支払うことなどが記載された和解条項案が取りまとめられた。

5 当せん金付証票の発売の概要

(1) 趣旨

令和6年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和6年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

【議案（条例その他 その6） 定県第123号議案】

6 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和5年 12月	6月	100分の175	100分の165
	3月以上6月未満	100分の105	100分の99
	3月未満	100分の52.5	100分の49.5

イ 令和6年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の170
	3月以上6月未満	100分の102
	3月未満	100分の51

(4) 施行期日

公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、(3)イについては令和6年4月1日から施行する。

【議案（条例その他 その6） 定県第124号議案】

7 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

移転料等に関する規定について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

赴任に係る旅行について、新たに採用された職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）についても移転料及び扶養親族移転料の支給対象とするため、支給要件を変更する。（第6条第9項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

改正後の第6条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに採用された職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）の採用に伴う移転のための旅行（同日前に出発したものを含む。）について適用し、同日前に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その6） 定県第125号議案】

8 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

令和5年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和5年度の改定 (公布日施行)

(ア) 給料月額 (令和5年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例別表第1～別表第10関係)

(イ) 地域手当の支給割合 (令和5年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.19/100	12.09/100

(ウ) 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	125/100	120/100
	特定幹部職員	105/100	100/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	70/100	67.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

(エ) 勤勉手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第16条第2項関係)

職員の区分		改正	現行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	105/100	100/100
	特定幹部職員	125/100	120/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	50/100	47.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

(オ) その他所要の規定の整備を行う。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第5条第9項関係)

イ 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

(ア) 地域手当の支給割合

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第9条の2第2項関係)

改正	令和5年度の改正
12.21/100	12.19/100

(イ) 期末手当の支給割合

令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改正	令和5年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	122.5/100	125/100
	特定幹部職員	102.5/100	105/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	68.75/100	70/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

(ウ) 勤勉手当の支給割合

令和6年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第16条第2項関係)

職員の区分		改正	令和5年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	102.5/100	105/100
	特定幹部職員	122.5/100	125/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	48.75/100	50/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

(エ) パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給
 地方自治法の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとする。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第18条の2第1項、第6項、第8項及び第9項関係)

(オ) 在宅勤務等手当の新設
 住居等における勤務が、一定期間以上の期間について1箇月当たりの平均日数が10日を超えた場合、月額3,000円を支給することとする在宅勤務等手当を新設する。(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第2条、第9条の7及び第13条の2及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条関係)

(3) 施行期日等
 施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日施行。ただし、(ア)(イ)については令和5年4月1日から、(ウ)(エ)については令和5年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)イ	令和6年4月1日施行

9 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 保健福祉業務等従事手当

手当額を、月額の場合にあっては2万5,000円、日額の場合にあっては490円を超えない範囲内とする。（第6条第2項関係）

イ 社会福祉施設等業務手当

手当額を、月額の場合にあっては7万500円、日額の場合にあっては1,800円を超えない範囲内とする。（第6条の2第2項関係）

ウ 防疫等作業手当

(ア) 感染症等接触手当及び家畜等取扱手当の一部を統合し、防疫等作業手当として新設する。（第2条第4号、第10条及び第12条第1項第6号関係）

(イ) 新型コロナウイルス感染症に係る感染症等接触手当の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業手当の特例を新設する。（附則第3項、同第4項関係）

エ 病理細菌検査手当

手当額を、月額の場合にあっては4万8,400円、日額の場合にあっては1,980円を超えない範囲内とする。（第10条の2関係）

オ 家畜等取扱手当

保健福祉事務所における業務を支給対象とするとともに、野犬等の捕獲のための自動車運転の業務を削除するほか、所要の規定の整備を行う。（第12条第1項第5号、同条第2項及び第3項関係）

カ 有害毒薬物等取扱手当

保健福祉事務所における業務を支給対象から削除する。（第15条第1項関係）

キ 火薬類取締等業務手当

有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を支給対象職員に加える。（第17条第1項関係）

ク 麻薬取締業務手当

手当額を引き上げる。(第18条第2項関係)

ケ 水中等作業手当

橋脚の基礎工事等を支給対象業務から削除するとともに手当額を引き上げる。(第20条第1項第2号、同条第2項関係)

コ 危険現場手当

室温が零下20度以下の冷凍室等において行う作業を支給対象から削除する。(第23条第1項第7号及び第2項関係)

サ 夜間特殊業務手当

夜間緊急業務手当の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。(第35条関係)

シ 夜間緊急業務手当

救急医療等の業務に対処するために行う業務を支給対象から削除する。(第37条関係)

ス 用地交渉等手当

手当額を引き上げる。(第38条第2項関係)

セ 災害応急作業等手当

林道、治山施設、かんがい用排水施設又は農業用道路における応急作業等の業務を支給対象に加える。(第45条第1項第1号関係)

ソ 警察業務手当

(ア) 検視等の業務の所属指定の廃止及び手当額の引上げ等を行う。

(第47条第1項第3号及び第2項関係)

(イ) 東日本大震災に係る特例を廃止する。(附則第6項関係)

タ 併給禁止等

次の考え方により、所要の規定の整備を行う。(第6条第1項、第10条第1項、第12条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第20条第1項、第23条第1項第5号、第37条第3項、第47条第1項、第48条第1項及び第48条の2関係)

(ア) 月額の特殊勤務手当の支給を受ける場合

原則として、夜間特殊業務手当を除く他の特殊勤務手当を支給しない。

(イ) 2以上の日額の特殊勤務手当の支給要件に該当する場合

原則として、最も支給額が高いものを支給する。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

子育て部分休暇の新設等をするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の申告を考慮して週休日に加えて当該職員の週休日を設けることを可能とするほか、所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条、第4条第3項、第17条の3及び第18条並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年神奈川県条例第75号）附則第2項及び第3項関係）

イ 休憩時間について、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合、一斉に与えないことができる等、特例を定める。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条第3項関係）

ウ 小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる、子育て部分休暇を新設する。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第17号及び第16条の4関係）

エ 職員の婚姻に係る慶弔休暇について、人事委員会規則で定める期間内に休暇を取得することとするほか、所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条関係）

オ 育児参加休暇について、子又は子の配偶者が出産する場合に、孫の世話をするため、休暇の取得を可能とするほか、所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第1項及び第15条の6第1項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

改正前の条例により与えられた慶弔休暇及び育児参加休暇について

は、改正後の条例による慶弔休暇及び育児参加休暇とみなす。

11 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方自治法の一部改正等に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能となること等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能となることを踏まえ、所要の規定の整備を行う。（第7条第2項、第8条関係）

イ 子育て部分休暇を新設する職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に伴い、部分休業の承認を行う時間について、子育て部分休暇の承認を受けた時間を減じることとする。（第29条第2項関係）

ウ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。（第12条、第18条、第19条及び第27条関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その6） 定県第130号議案】

12 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和5年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和5年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和5年4月1日適用)
人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第5条関係)

b 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)
令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	現 行
175/100	165/100

(イ) 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

a 期末手当の支給割合
令和6年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第6条第2項関係)

改 正	令和5年度の改正
170/100	175/100

イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和5年度の改定 (公布の日施行)

a 給料月額 (令和5年4月1日適用)
人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(第7条第1項関係)

b 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)
令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項)

関係)

改正	現行
175/100	165/100

(1) 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

a 期末手当の支給割合

令和6年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第8条第2項関係)

改正	令和5年度の改正
170/100	175/100

(3) 施行期日等

改正の内容	施行期日等
(2)ア(ア)及び (2)イ(ア)	公布の日施行。ただし、(2)ア(ア)a及び(2)イ(ア)aについては令和5年4月1日から、(2)ア(ア)b及び(2)イ(ア)bについては令和5年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)ア(イ)及び (2)イ(イ)	令和6年4月1日施行

【議案（条例その他 その6） 定県第131号議案】

13 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和5年 12月	6月	100分の230	100分の220
	3月以上6月未満	100分の138	100分の132
	3月未満	100分の69	100分の66

イ 令和6年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の225
	3月以上6月未満	100分の135
	3月未満	100分の67.5

(3) 施行期日

公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、(2)イについては令和6年4月1日から施行する。